

Ⅱ 活 動 報 告

1. 活動概要

法務支援センターの2020年度活動は、概ね2019年度と同様に、学習支援、無料法律相談、各種講演・セミナー等および学外機関等との連携事業を計画していた。

学習支援は、司法試験受験を目指す本学法科大学院修了者への支援および他大学法科大学院進学や司法試験予備試験を目指す学部学生等への支援である。前者は旧法科大学院としての当然の責務に属し、後者は法科大学院廃止後の本学司法試験対策として実施するものである。

無料法律相談は、法科大学院当時から実施していたものであるが、法務支援センターとしては当然に遂行すべき責務である。日進キャンパスでの実施に加えて名城公園キャンパスでも実施し、両キャンパスで専任教員およびチューター弁護士による相談を定期的実施する予定であった。

各種講座・セミナー等は、多種多様である。自治体や学校との連携によるものもあるが、これ以外でも、各所の需要に応じるべく実施すると共に、提供できるものを研究・開発し、利用を呼び掛けることとしていた。

自治体や大学・高等学校といった学外機関等との連携事業は、大学の地域連携センターによる業務の一環として、同センターの管轄下で実施するものである。

これらの活動に伴う情報発信として、ブラック・バイト問題に関わる調査結果、愛商連・名商連の会員に発送するAGULS掲載の法律問題概説その他の当センターHPブログを印刷刊行している。これらは、各所で無償配布すると共に、国公立図書館や提携大学図書館等にも寄贈して、多くの人々に利用できるよう配慮している。

このように、法務支援センターは、目的達成のために様々な活動を予定していた。しかし、2020年度当初から、所謂「新型コロナ」のために、大学全体の方針として、学生登校禁止、学外者立入禁止、といった措置が執られ、法務支援センターの活動も大幅な制約を余儀なくされた。

法務支援センターで予定していた活動のうち、愛商連・名商連会員向けAGULSの発送やブラック・バイト、リーガル・カフェといった印刷物の刊行、HPブログ等による情報発信は予定通り遂行できたが、対面による学習支援、法律相談、各種講座は中止に追い込まれ、通信による遠隔指導に留めざるを得なくなった。秋以降は大学全体の規制が若干緩和され、対面による活動も一部は遂行できたが、例年とかなり異なるものとならざるを得なかった。

以下、各々に関してより詳細に報告する。

2. 活動報告

(1) 学習支援

研修生向けの学習支援事業として、特別講座、司法試験直前対策講座及びチューター講

座を開講している。研修生の要望を把握するために、各研修生ごとに担任教員が個別面談を実施するほか、学生協議会も開催している。2020年度はコロナ対策のため学生協議会の開催が見送られた。

学部学生向けの学習支援事業として、予備試験対策講座を開講し、またキャリア教育支援として、弁護士体験講座も実施している。

研修生向けの学習支援事業の第1は、春学期及び秋学期にそれぞれ開講する特別講座である。特別講座開講科目は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法である。特別講座の内容は、判例、事例問題を取り上げたり、答練を行うなど論文式試験の対策を主目的とするものが多いが（論文対策講座・演習講座・応用演習・判例講座）、短答式問題を取り上げることもある（短答講座）。2020年度は、コロナ対策のため、オンライン又は郵送による実施が中心となった。

研修生向けの学習支援事業の第2は、司法試験実施前の2月から4月にかけて開講する直前対策講座である。ここでは、複合的な論点を含む総合問題の検討や、最新の重要判例の分析・解説を行う論文式試験の対策を中心とする。2020年度は、司法試験の実施が8月に延期されたので、直前対策講座の補充が6月から7月にかけて実施された。なお研修生の希望により、一部の科目では司法書士試験向けの講座も開講されている。

チューター講座ではチューター弁護士が、研修生の希望に沿う形で司法試験対策に直結した講座を開講している。研修生にとって、チューター弁護士は先輩に当たるので、研修生の相談に応じ、助言を与えている。

法務支援センターでは、3名～4名の研修生ごとに担任教員を指定している。春学期及び秋学期に、担任教員は研修生と個別面談し、研修生の学習習熟度の把握、研修生の要望の聴取、研修生からの相談に応じている。また、春学期及び秋学期に、研修生協議会を開催する。協議会には、研修生、教員及び事務職員が出席し、法務支援センターの方針等を研修生に説明するほか、研修生からの要望を聴取し対応策及び講座内容の充実に関し協議している。

学部学生向けの学習支援事業として、予備試験対策講座を開講している。短答式試験及び論文式の双方を対象とする。学部学生のほか研修生が本講座に参加することもある。2020年度は、コロナの影響で参加者が少なかったうえ、オンラインによる実施の比重が高かった。

そのほか、キャリア教育支援として、就職課を受け入れ窓口に学部学生向けに弁護士体験講座を実施している。夏休み期間中に弁護士事務所において職業体験を通じて法律知識を深めることを目的とする。この講座の実施により、予備試験対策講座への受講学生数の増加効果も期待される。2020年度は、コロナの影響のせいか、学部学生の本講座への応募が見られなかった。

(2) 地域支援・地域貢献

地域支援委員会は、法務支援センターの基本理念である法的な地域支援の一環として、

地元自治体・企業・教育機関等への各種講演等の提供を中心として、地域貢献活動に取り組むための企画立案・実施を行うものである。本委員会の令和2年度（以下「今年度」とする）の活動の概要は以下の通りである。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域支援・地域貢献活動についても多くの困難が伴った。学内での「市民公開講座」については、春学期は全面的に中止せざるを得なかった。しかし、秋学期については万全の新型コロナ対策を施しつつ（受講者の座席の間隔をあげ、マスク着用、手指の消毒等）、実施することができた。9月19日から12月5日まで毎週土曜日に、法務支援センターの教員全員が各1回の講演を実施した。今年度もアンケート調査を実施した（後掲資料参照）が、その結果を見ると前年度と同様に極めて高い評価を受けている。今年度も、公開講座の宣伝については、日進市との協力関係により、案内文書を日進市内の自治会の回覧板で回してもらった。また、前年度のアンケート調査の意見を踏まえ、開講時間を調整した（2時から開講）。今後も参加者の意見を踏まえ、より良い講座に改善する努力を重ねながら、次年度以降も引き続き実施していくこととしている。

また、前年度に引き続き、今年度も本学地域連携センターが受付窓口の講演・講座も実施した。具体的には、名古屋市北生涯学習センター主催講座（愛知学院大学連携講座11月19日～12月17日、5回開講：内容については後掲資料参照）を実施した。今年度もアンケート結果をみると、前年度同様高い評価を受けており、地域社会における法的知識に関わる講座・講演のニーズの高さを示すものと言える。

また、学生向けの講演・講座として、中部大学で例年実施してきた田中・浅賀両教授による「法律カフェ」も開講できなかった。これも例年実施されていた岩井教授による学内向けの講座も、新型コロナの感染拡大状況において全面的に中止とせざるを得なかった。

他方、地元日進市の大学連携事業である「おやこでロースクール」（模擬裁判員体験）については、例年とは時期をずらし、本年10月31日（土）に開催することができた（今回で5回目の開催。具体的内容については後掲資料参照）。今回は、新型コロナの影響下で参加者は5組（計10人）と少なかったが、なんとか実施できたことは幸いであった。なお、中日新聞社の取材も受け記事とされている（後掲資料参照）。地域貢献の本学の姿勢をアピールすることができたと考えられる。また、前年度と同様参加者に対してアンケート調査を実施した。それを見ると改めて非常に高い評価を受けていることが確認できる（後掲資料参照）。裁判員制度が実施されてから10年以上が経過しているが、このような取組みの重要性と意義は今後も大きいと考えられる。

以上のように、新型コロナの感染拡大という困難な状況でありながら、「市民公開講座」と「おやこでロースクール」の2つの事業が実施できたことは大きな収穫であったと言える。法務支援センターの地域支援活動は、本学の地域連携・地域貢献活動に不可欠のものとなっており、今後益々この活動を発展させていきたいと考える。

(3) 無料法律相談

1) 学内における無料法律相談

平成 27 年 10 月から日進キャンパス 13 号館 7 階に「愛学リーガル・クリニック法律相談所」を開設し、毎週水曜日に学生、職員、本学卒業生を対象とした無料法律相談を実施した。また、平成 28 年 4 月からは名城公園キャンパスにおいても隔週木曜日に学生等を対象とした無料法律相談を実施した。平成 29 年 4 月からは、教員の減少や複数相談体制の確保等の理由から、日進キャンパスにおける法律相談についても隔週水曜日に実施することとした。

相談員には、法務支援センターの研究者教員と実務家教員・非常勤講師（修了生のチューター弁護士）が 2 名体制で、専門的・実務的に対応したところである。相談分野は、貸金の返済問題、土地の相隣関係、不動産の賃貸借関係、交通事故被害の賠償関係、相続・遺言関係、アルバイトの賃金問題、インターネットトラブル、知的財産権等、消費者トラブル等の幅広い分野に及んでいる。

本年度は、新型コロナウイルス感染防止の防止から、3 月からは面談相談は中止を余儀なくされた。11 月からは、学内の関係者に限定をして相談を開始し、電話相談など柔軟に対応をした。今後は三密を回避しながら、プライバシー等に配慮した運営手法を検討していきたい。

2) 愛商連・名商連の無料法律相談

平成 27 年 12 月に実施した法的ニーズ調査アンケートにより、愛知県商店街振興組合連合会、名古屋市商店街振興組合連合会の会員においては、法的問題に直面しているものの、アクセス障害等から必ずしも弁護士等の専門家に相談をしていないといった実態が浮き彫りとなった。

そこで、平成 29 年度以降は、両連合会と法務支援に関する覚書を締結し、会員向け無料法律相談事業を実施することとし、会員向け広報誌等で周知を図っている。コロナ関係の相談があった。

3) 日進市民の無料法律相談

平成 29 年 12 月から日進市との大学連携事業としての日進市民の無料法律相談を、学内関係者を対象とした無料法律相談と同様に、日進キャンパス「愛学リーガル・クリニック法律相談所」において実施した。昨年まで順調に相談件数が増えていたが、本年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、4 月からは面談相談は中止を余儀なくされた。ソーシャルディスタンス、検温等の運営手法を工夫し、再開に向けて努力をしていきたい。

また、日進市幹部とも会合をして、情報交換をし、運営の改善を目指している。

4) 豊田信用金庫杖ヶ池支店での無料法律相談

日進キャンパスに近接する豊田信用金庫杖ヶ池支店において、同店の顧客を中心に地域貢献事業の一環として、無料法律相談を今後も実施していく。